

平成28年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

刑法

第1問

X（70歳）は自動車事故に遭って病院に運ばれたが、重大な脳損傷を被り、昏睡状態に陥って生命維持装置によりかろうじて生命を保つ状態となった。担当医のYは、唯一の親族である娘の甲（40歳）に対し、Xが脳死状態ではないが、もはや回復の見込みはないことを伝えた。甲は、Xが日頃より「もし自らの意思を表明できないような状態になったならば、生命を永らえるような措置は執らないで欲しい」旨のことを繰り返し明確に述べていたので、このことをYに話して、Xの生命維持装置を外すようYに要求した。これに対し、Yは、医師としての倫理観に照らして患者の生命を絶つようなことはできないと考え、これを拒否した。そこで、甲はあくまでXの意思を実現しようと、深夜、密かにXの病室に忍び込み、生命維持装置のスイッチを切った。その結果、Xは直ちに死亡した。

甲の罪責について論ぜよ（特別法違反の点は除く）。

第2問

美術品収集家の甲は、あるオークションで、ダヴィンチの「救世主」なる絵画を何とか競り落とそうとしたが、資力が及ばず、最終的に画商Aがこれを競り落とした。諦めきれなかった甲は、その後、Aのギャラリーをしばしば訪れて、Aの信頼を獲得することに成功したところ、ある日、雑談の中でギャラリーの盗難防止用の警報装置が故障しており、修理が終わるまで数日かかることを聞き出した。

甲は、この機会を利用して当該絵画をなんとしても手に入れようと決意したが、自分一人で盗み出すことは無理だと判断し、ギャラリーに忍び込むために古い知り合いである錠前師の乙の援助を得ようと考えた。しかしながら、甲は乙にいきなり侵入窃盗を持ちかけても同意しないだろうと判断して、乙のもとに赴き、『画商のAが実は絵画の盗難保険の保険金を得ようとして協力を申し出ており、密かにギャラリーに侵入して窃盗犯を偽装して「救世主」を持ち出して欲しいと依頼されているので手伝ってくれ。保険金から報酬の分け前に与ることもできる。絵画はAのもとに返すことになっている』旨の提案をしたところ、金銭に窮していた乙はこれに同意して、ともに侵入計画を実行することを約した。

次の日の深夜、甲と乙は、共にAのギャラリーの裏口で落ち合った後、乙がピッキング技術により、錠を開けると、一緒にギャラリーに侵入して「救世主」を外に共に運び出し、甲はそれを近くに止めてあった車で直ちに自宅に持ち帰った。その後甲は当該絵画を闇市場で高値で売却し、その中から一定の金銭を保険金の一部だと称して乙に支払った。

甲および乙の罪責について論ぜよ（特別法違反の点は除く）。

（以上2問とも必答）